

○ 財団法人 日本税務研究センター寄附行為

昭和59年 8月21日制定

昭和59年 9月17日許可

変更 昭和59年12月20日(昭和59年12月26日認可)

平成12年11月21日(平成13年 1月24日認可)

平成20年 3月26日(平成20年 5月26日認可)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本税務研究センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区に置く。(昭和 59.12.20・平成 12.11.21 変更)

(目的)

第3条 この法人は、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する調査研究を行い、その進歩発達を促進するとともにその普及啓蒙を図るなどにより、税理士の公共的使命の達成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する調査研究並びにその成果の公表
- 二 租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する内外の資料情報の収集並びにその活用
- 三 納税義務の適正な実現に資するための租税に関する法令及び通達等に係る相談(平成 20.3.26 変更)
- 四 税理士会の行う税務援助事業への助成
- 五 研修会、講演会等の開催
- 六 図書等の監修、編集、刊行及び頒布

七 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別紙財産目録に記載された財産
- 二 寄附金品
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 会費
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第7条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権の用に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、主務官庁の承認を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵政官署又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国、公債等確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 12 条 収支決算の結果、事業年度末において剰余金が生じたときは、理事会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 13 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員、顧問及び職員

(役員)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

理 事	20 人以上 30 人以内
うち 理 事 長	1 人
副理事長	1 人
専務理事	2 人以内
常務理事	7 人以内
評 議 員	20 人以上 30 人以内
監 事	3 人

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、評議員会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により、これを選任する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。
- 4 評議員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

5 理事、評議員及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人の業務を統括し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、業務の執行を掌理し、副理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、必要な事項を審議する。
- 7 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 財産の状況を監査すること
 - 二 理事の業務執行の状況を監査すること
 - 三 財産の状況又は業務執行につき不整のかどあることを発見したときはこれを会議又は主務官庁に報告すること
 - 四 前号の報告を行うため必要あるときは会議を招集すること

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員に、この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為があったときは、理事会の決議によりこれを解任することができる。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

(職員)

第 20 条 この法人に、職員を置き、理事長が任免する。

2 職員は、理事長が定める職務に従事する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 21 条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の招集)

第 22 条 会議は、第 16 条第 7 項第 4 号に掲げる場合を除き理事長がこれを招集する。

2 理事長は、必要があると認めたときは、会議を招集することができる。ただし、会議を構成する役員の数分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、遅滞なく、その会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、あらかじめ、会議の日時、場所及び会議に付する議案を、その会議の構成員に通知しなければならない。

(開会の定足数)

第 23 条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(会議の議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 評議員会の議長は、評議員の中から理事長が指名する。

(議決)

第 25 条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めあるものを除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第 26 条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、会議の構成員に書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の決議事項)

第 27 条 理事会は、この寄附行為に別段の定めのあるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 諸規定の制定及び改廃
- 二 その他理事長が必要と認めた事項

(評議員会の審議事項)

第 28 条 評議員会は、この寄附行為に別段の定めのあるもののほか、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 その他理事長が必要と認めた事項

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 構成員の現在数
- 三 出席構成員の数及び氏名
- 四 付議事項
- 五 議事の経過及び結果
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席構成員の 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 賛助会員

(賛助会員)

第 30 条 この法人は、設立後に賛助会員を募集し、この法人の事業達成に協力を求める。

(会費)

第 31 条 賛助会員は、この法人の定める一定の会費を負担しなければならない。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 32 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければならない。

(解散)

第 33 条 この法人を解散しようとするときは、理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 34 条 解散時に存する残余財産は、理事会の決議を経、主務官庁の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(施行細則)

第 35 条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則 (昭和 59 年 8 月 21 日)

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日 (昭和 59 年 9 月 17 日) から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 60 年 5 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条及び第 28 条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の理事及び監事は、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず別に定めるところとし、その任期は、第 17 条第 1 項本文の規定にかかわらず昭和 60 年 8 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 59 年 12 月 20 日)

この改正規定は、昭和 59 年 12 月 20 日から施行する。ただし、「大蔵大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令」(昭和 28 年 1 月 14 日大蔵省令第 1 号) 第 4 条の規定による大蔵大臣の認可を受けた日 (昭和 59 年 12 月

26日) から効力を生ずるものとする。

附 則 (平成 12 年 11 月 21 日)

この改正規定は、平成 13 年 1 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(別 紙)

財 産 目 録

基 本 財 産

定 期 預 金

富士銀行新宿支店 800,000,000円

運 用 財 産

定 期 預 金

富士銀行新宿支店 200,000,000円

総 額 1,000,000,000円